

障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金  
日中サービス支援型グループホームの取扱いについて

(問)

別紙様式3の記載方法について

日中サービス支援型グループホームは、短期入所事業所も併設する必要がありますが、「共同生活援助事業所」と「短期入所事業所」を記載して申請してもよろしいか。

別紙様式4の運営費の算定にも関係してくるので教えてほしい。

(回答)

日中サービス支援型グループホームは、短期入所事業所を併設するため、2つの事業所としてカウントするのではなく、1つの事業所としてカウントしてください。

ただし、利用定員は、「日中サービス支援型グループホーム(共同生活援助事業所)」と「短期入所事業所」の合算数で申請していただいて構いません。

このため、別紙様式4の運営費補助金は、日中サービス支援型グループホームのみの申請となります。

(例)

